

令和6年度から8年度の介護保険料が決定しました

保険料の滞納が長期に及ぶと、未納期間に応じて、**介護サービスの利用者負担割合の増加や給付額の一時的な減少**などの措置がとられます。保険料は期限内に

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、所得に応じて段階的に設定されており（下表参照）、市の高齢者数や必要な介護サービス総費用などを推計して、3年ごとに見直しを行う介護保険事業計画により決定します。令和6年度から8年度までの市の高齢者数やそれに伴う介護サービスにかかる総費用を推計した結果、今後3年間の保険料基準額を**75,600円（月額6,300円）**と据え置くことに決定しました。

ただし、所得段階区分の9段階と10段階を細分化して13段階へと変更したため、一部の方の介護保険料が変更になります。

令和6～8年度の保険基準額は据え置き

令和6～8年度の保険基準額は据え置き

介護保険制度

高齢者などが、介護が必要になっても住み慣れた地域や自宅ですぐに自立した生活が送れるよう、医療、保険、福祉にわたる介護サービスを一体的に提供し、介護者や家族の負担を社会全体で支えるための社会保険制度です。この制度は、40歳以上の方が納める「介護保険料」と国や県・市が負担する「公費」を財源に運営されています。

介護保険料の滞納が長期に及ぶと、未納期間に応じて、介護サービスの利用者負担割合の増加や給付額の一時的な減少などの措置がとられます。保険料は期限内に

介護保険料の減免制度

介護保険料の滞納が長期に及ぶと、未納期間に応じて、介護サービスの利用者負担割合の増加や給付額の一時的な減少などの措置がとられます。保険料は期限内に

介護保険料の滞納が長期に及ぶと、未納期間に応じて、介護サービスの利用者負担割合の増加や給付額の一時的な減少などの措置がとられます。保険料は期限内に

保険料の納付は口座振替にしましょう

口座振替は、指定した預貯金口座から自動的に振替納付する方法で、納め忘れを防ぎます。ぜひご利用ください。

年金天引きや口座振替で介護保険料を納めていただきます。通知書に記載された保険料額をご確認ください。

【介護保険料決定通知のみが届いた方】

各納付期限までに市内の金融機関窓口（ゆうちょ銀行は除く）で納付してください。
※コンビニでのお支払いはできません。

【介護保険料決定通知と納入通知書が届いた方】

7月中旬ごろに介護保険料の通知を発送します

保険料は納付期限内に必ず納めてください。



令和6年度から8年度までの介護保険料額

所得段階	対象となる方		保険料率	保険料（年額）	
第1段階	●生活保護受給者の方 ●本人が老齢福祉年金受給者で、市民税非課税世帯の方 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年のその他の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方		基準額×0.285	21,500円	
第2段階	本人が市民税非課税 市民税 非課税世帯 課税世帯 市民税	本人の前年のその他の合計所得金額＋課税年金収入額	80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.435	32,800円
第3段階			120万円を超える方	基準額×0.735	55,500円
第4段階			80万円以下の方	基準額×0.9	68,000円
第5段階			80万円を超える方	基準額	75,600円
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額	120万円未満の方	基準額×1.2	90,700円
第7段階			120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	98,200円
第8段階			210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	113,400円
第9段階			320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	128,500円
第10段階			420万円以上520万円未満の方	基準額×1.8	136,000円
第11段階			520万円以上620万円未満の方	基準額×1.9	143,600円
第12段階			620万円以上720万円未満の方	基準額×2.0	151,200円
第13段階			720万円以上の方	基準額×2.1	158,700円

※第1段階から第3段階の方の保険料について、負担軽減を引き続き行います。
第1段階 0.455⇒0.285
第2段階 0.635⇒0.435
第3段階 0.74⇒0.735

令和6年度制度改正による変更点

■保険料段階の細分化
10段階から13段階に変更し、所得区分をより細やかに設定しました。
この変更により、前年と同程度の所得であっても保険料の段階が上がる場合があります。

第9期介護保険事業計画（つるが安心お達者プラン9）策定

1 背景と目的

日本の高齢者人口は近年一貫して増加を続けています。高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービスの需要が増加・多様化していく一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、介護の担い手不足が懸念されています。

こうした動向の中、本市においては高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域において「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の包括的な支援・サービスの提供を行う「地域包括ケアシステム」の推進に取り組んでいます。これにより「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え、すべての住民が支え合い、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指します。

その実現のため、本市では、令和6年3月に満了となった第8期介護保険事業計画の基本理念を引き継いだ第9期介護保険事業計画を策定しました。

この計画の中で、前計画から引き継いだ基本理念と、5つの基本目標、そしてこれらを達成するための基本施策を設定しています。

引き続き、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域の一員としていきいきとした生活を送ることができるよう地域社会の構築に取り組んでいきます。

2 介護保険事業計画の基本理念と5つの基本目標

【基本理念】

誰もが安心して住み続けたいまち つるが

【基本目標】

①地域包括ケアシステムの深化・推進

②健康づくりと生活習慣病予防の推進

③元気づくり（介護予防）の推進

④生きがいづくりと安全・安心なまちづくりの推進

⑤介護給付等の適正化

3 敦賀市が目指す地域包括ケアシステムの姿

■病気になったら…
医療
かかりつけ医療機関
歯科医療機関
薬局 など

■介護が必要になったら…
介護
・「認知症ほっとけんまち敦賀」の推進
・介護に取り組む家族などへの支援

■いつまでも元気に暮らすために…
自助（介護予防・社会参加）
「T3元気づくりプロジェクト！～つるがで・つづける・つながる元気づくり～」の推進

住まい

■地域における住民団体
共助（地域全体での支え合い）
区、民生委員、福祉委員、老人クラブ、ボランティア、住民主体のサービス など

■自助や共助などで対応できない場合は…
公助（行政による支援）
高齢者福祉事業、虐待対策 など

■お互いで助け合い
互助（住民同士の支え合い）
・住民同士の見守り、支え合い
・高齢者の生きがいづくり